

議第48号

京都市病院事業条例を廃止する条例の制定について

京都市病院事業条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成22年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市病院事業条例を廃止する条例

京都市病院事業条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人京都市立病院機構の成立の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 保健衛生関連施設の項中「病院」を「桃陽病院」に改める。

提案理由

病院事業を廃止する必要があるので提案する。